

介護保険事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書等の提出について

平素は、介護保険行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月のサービス提供分から標記加算の適用を受ける場合は、**令和 6 年 4 月 15 日 (月) までに**計画書の提出が必要ですので、お知らせします。

なお、今般、令和 6 年度介護報酬改定において、これまでの処遇改善に係る 3 加算の一本化を行うこととされ、これに伴い計画書等の様式について見直しが行われました。

つきましては、**必ず下記 1 の様式等掲載先から令和 6 年度からの新様式をダウンロードして使用**していただき、**令和 5 年度以前の様式は使わない**でください。

また、**令和 6 年 6 月以降の新加算算定 (令和 6 年度末までの激変緩和措置により現行 3 加算相当の新加算 V(1)~(14)を算定する場合を含む)**に際し、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等も必ず必要になりますので、ご注意ください。

記

1 様式等掲載先

様式、提出先等は滋賀県のホームページに掲載しています。ダウンロードして使用してください。

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 >

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/336793.html>

【主な掲載内容】

- ・ **介護保険最新情報 vol. 1215 号 (令和 6 年 3 月 15 日) 事務処理手順及び様式例**
- ・ **計画書様式**
 - 別紙様式 2 一般事業所向け処遇改善計画書および記入例
 - 別紙様式 6 事業所数 10 以下の小規模事業者向け処遇改善計画書および記入例
 - 別紙様式 7 加算未取得事業者向け処遇改善計画書・実績報告書および記入例
- ・ **処遇改善加算の一本化移行先検討・補助シート**
- ・ 実績報告書および記入例、変更届出書、特別な事情に係る届出書
- ・ Q&A、事業者向けリーフレット、制度概要・全体説明資料、詳細説明資料
- ・ 留意事項

2 提出方法・提出先

別紙参照のこと。**(提出は郵送に限ります。なお、提出期限 4 月 15 日 (月) 当日消印有効とします。)**

- ・ 計画書の作成にあたっては、「事務処理手順及び様式例」および「記入例」を参考にしてください。
なお、厚生労働省 HP の「介護職員の処遇改善」のページには、計画書記入方法等の動画が掲載されています。
- ・ また、現行の加算を算定している事業所が、6 月以降に算定する新加算の区分を検討するために活用いただける、支援ツール「処遇改善加算の一本化移行先検討・補助シート」を厚生労働省 HP および滋賀県 HP に掲載しています。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 竹元
TEL : 077-528-3523